

政令第 号

都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条第三項、第十九条の二第八項並びに第十九条の七第二項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第九条から第十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条各号列記以外の部分中「第十四条第一号ニ」を「第十五条第一号ニ」に改め、「河川法」の下に「（昭和三十九年法律第六十七号）」を加え、同条第一号イ(1)中「道路法」の下に「（昭和二十七年法律第八十号）」を加え、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第三条から第五条までを削り、第二条を第六条とし、第一条の次に次の四条を加える。

(協議会を組織するよう要請することができる都市開発事業の規模)

第二条 法第十九条第三項の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合にあつては、〇・五ヘクタールとする。

(熱供給施設に準ずる施設)

第三条 法第十九条の二第八項の政令で定める施設は、水、蒸気その他国土交通大臣が定める液体又は気体(以下この条において「水等」という。)を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備(熱供給施設を除く。)とする。

(公共下水道管理者の許可に係る基準)

第四条 法第十九条の七第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 接続設備の位置は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。）から下水を取水するため設ける接続設備は、排水施設の下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所に設けること。

ロ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、流入する下水の水勢により排水施設を損傷するおそれが少ない箇所に設けること。

二 法第十九条の二第八項に規定する設備及び接続設備の構造は、次に掲げるところによること。

イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

ハ 管渠は、暗渠とすること。ただし、法第十九条の二第八項に規定する設備を有する建築物内においてはこの限りでない。

ニ 屋外にあるもの（管渠を除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及

び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

ホ 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

ヘ 地震によつて公共下水道による下水の排除及び処理に支障が生じないよう可撓しろう継手の設置その他の措置が講ぜられていること。

ト 管渠きよの清掃上必要な箇所にあつては、ます又はマンホールを設けること。

チ ます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

リ ますの底には、その接続する管渠きよの内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートインバートを設けること。

ヌ 下水を一時的に貯留するものにあつては、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

ル 公共下水道の排水施設から取水する下水の量及び当該公共下水道の排水施設に流入させる下水の量を調節するための設備を設けること。

三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の管渠きよを一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

ロ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、ますその他の排水施設に突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 公共下水道の排水施設から取水する下水の量は、その公共下水道の下水の排除に著しい支障を及ぼさないものであること。

（公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入することができる物）

第五条 法第十九条の七第五項の政令で定める物は、凝集剤であつて公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとする。

附則第二項中「第十四条」を「第十五条」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第二条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第三項第三号中「第二十九条第一項第二号」を「第二十九条第一項第一号」に改める。

第二十条の二第七項第二号中「第二条第一項ただし書」を「第六条第一項ただし書」に改める。

第二十九条の五第二項第三号中「第二十九条第一項第二号」を「第二十九条第一項第一号」に改める。

第三十八条の四第十七項第二号中「第二条第一項ただし書」を「第六条第一項ただし書」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第三条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「及び都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十九条第一項第

一号（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務）」を削る。

（内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令の一部改正）

第四条 内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八

十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号ニ中「第五条第一項、」を「第五条第一項又は」に改め、「又は都市再生特別措置

法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項」を削る。

（国立大学法人法施行令及び総合法律支援法施行令の一部改正）

第五条 次に掲げる政令の規定中「及び」を「並びに」に、「から第五項まで」を「及び第七項から第九項まで」に改める。

一 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十三条第一項第十号

二 総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）第十九条第二項第四号

（国土交通省組織令の一部改正）

第六条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第百六条第四号及び第百五十九条第四号中「及び都市再生特別措置法第三十条第一項」を削る。

第百六十条第五号中「第二十九条第一項第一号及び第四号」を「第二十九条第一項第三号」に、「これらの」を「当該」に、「同項第五号」を「同項第四号」に、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月二十五日）から施行する。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

2 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十一号を削る。



## 理由

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、民間事業者が協議会を組織するよう要請するこ  
とができる都市開発事業の規模、整備計画の記載の対象となる熱供給施設に準ずる施設等を定める必要があ  
るからである。